

令和8年1月5日（月）
令和7年度第2回さくら市地域公共交通会議（書面開催）

〈協議内容3〉

喜連川地区デマンド交通の事業計画・地域公共交通計画の変更について

さくら市が実施しているデマンド交通については、令和7年2月よりAIシステムを導入した運行が始まったところです。

運行の中で市民より、喜連川地区からさくら市役所（本庁舎）へ直接乗入れしてほしい、といった声が寄せられました。市民の利便性向上のためにも、喜連川地区デマンド交通の指定乗降所にさくら市役所を追加したいと考えています。

この要望を運行に反映させるには、道路運送法第15条第1項により、事業計画を変更し、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。また、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る地域公共交通計画の変更も併せて必要となります。

喜連川地区デマンド交通の事業計画・地域公共交通計画の変更については、さくら市地域公共交通会議に諮り、皆様から承認いただいたあと、国土交通大臣（関東運輸局・栃木運輸支局）に届出をすることとなっています。

つきましては、別添事業計画変更届出書・地域公共交通計画変更届出書を作成いたしましたので、ご承認をお願いいたします。

※事業計画変更届出書・地域公共交通計画変更届出書に係る軽微な変更につきましては、事務局一任とさせていただきます。

令和 8 年 ● 月 ● 日

栃木運輸支局長 殿

届出者

住 所：栃木県さくら市喜連川 3835 番地 1
名 称：さくらタクシー有限会社
代表者名：代表取締役 五江渕 一郎

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更届出書

この度、下記のとおり一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更をしたいので、道路運送法第 15 条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

記

1. 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名

住 所：栃木県さくら市喜連川 3835 番地 1
名 称：さくらタクシー有限会社
代表者名：代表取締役 五江渕 一郎

2. 経営しようとする一般旅客自動車運送事業の種別

一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）

3. 変更しようとする事項

目的施設の追加

4. 変更しようとする理由

喜連川地区からさくら市役所に新たに乗入を行うため

5. 変更予定日

令和 8 年 4 月 1 日

6. 添付書類

別紙

協議が調っていることを証する書類

【新】

事業計画

(1) 運送の区間（コールポストを設置する場合は、発地・着地の位置として明記し図面に標記すること）

(2) 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

届出の区間番号 区間名	番号1 喜連川地区の全行政区及び喜連川地区の全行政区～黒須病院・ 氏家駅・イオンタウンさくら・さくら市役所	最短経路の距離 km
・発地又は到着時刻	発車時刻 8時から17時までの間の旅客の予約に応じた時刻	
・運行間隔時間		
届出内容	目的施設の追加	
届出の区間番号 及び区間名	番号	最短経路の距離 km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (　　:　　) (　　:　　) (　　:　　) (　　:　　)	
・運行間隔時間		
届出内容		
届出の区間番号 及び区間名	番号	最短経路の距離 km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (　　:　　) (　　:　　) (　　:　　) (　　:　　)	
・運行間隔時間		
届出内容		
届出の区間番号 及び区間名	番号	最短経路の距離 km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (　　:　　) (　　:　　) (　　:　　) (　　:　　)	
・運行間隔時間		
届出内容		

* 最短経路の距離欄は、発地及び着地のいずれもが営業区域内にあるもの以外であって、概ね100kmを超える運行距離を運行する場合に記入する。

【旧】

○事業計画

(1) 運送の区間（コールポストを設置する場合は、発地・着地の位置として明記し図面に標記すること）

(2) 発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間

届出の区間番号	番号1	最短経路の距離
区間名	喜連川地区の全行政区及び喜連川地区の全行政区～黒須病院・ 氏家駅・イオンタウンさくら	km
・発地又は到着時刻	発車時刻 8時から17時までの間の旅客の予約に応じた時刻	
・運行間隔時間		
届出内容		
届出の区間番号	番号2	最短経路の距離
及び区間名		km
・発地又は到着時刻	発車時刻	
・運行間隔時間		
届出内容	番号1の系統と統合	
届出の区間番号	番号	最短経路の距離
及び区間名	発地名()～着地名()	km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (:) (:) 到着時刻 (:) (:)	
・運行間隔時間		
届出内容		
届出の区間番号	番号	最短経路の距離
及び区間名	発地名()～着地名()	km
・発地又は到着時刻	発車時刻 (:) (:) 到着時刻 (:) (:)	
・運行間隔時間		
届出内容		

* 最短経路の距離欄は、発地及び着地のいずれもが営業区域内にあるもの以外であって、概ね100kmを超える運行距離を運行する場合に記入する。

喜連川地区デマンド交通 氏家地区乗継拠点新旧対象図

【新】令和8年4月～（氏家駅・黒須病院・イオンタウンさくら・さくら市役所）



【旧】現行（氏家駅・黒須病院・イオンタウンさくら）



道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が
調っていることの証明書

令和8年●月付けさくら市地域公共交通会議（書面会議）において、下記事項
に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線又は営業区域

喜連川地区デマンド交通

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

・喜連川地区（旧喜連川町域の全行政区）↔さくら市役所までの運送の区間
の追加

3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

令和8年4月1日

令和8年●月●日

さくら市地域公共交通会議会長 中村 卓資

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 さくら市地域公共交通会議
住 所 さくら市氏家 2771 番地
代表者氏名 会長 中村 卓資

地域公共交通計画変更届出書

令和7年6月12日付け国総地第144号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日

令和8年4月1日

○ 変更箇所

さくら市デマンド交通喜連川地区における経由地に「さくら市役所」を追加する。

○ 変更理由

デマンド交通喜連川地区の従来の運行状況では、直行できる市役所は喜連川支所のみである。しかし、喜連川支所では扱える業務が限られているため、場合によっては市民がさくら市役所本庁舎まで向かう必要があり、不便が生じている。これらの解消のため、喜連川地区の市民がさくら市役所本庁舎へ直行できるように経由地追加の変更を行う。

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和8年月●月●日

(名称) さくら市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

近年、自動車での移動が中心の生活スタイルが定着化し、公共交通の利用者の減少が顕著になっている。

特に、路線バスの大半は赤字運行となっており、不採算路線の廃止が相次ぐとともに、路線維持のための補助金や廃止路線の代替交通を運行するための費用等、財政負担も増加傾向にある。

一方、少子高齢化・過疎化が急速に進展する中、高齢者をはじめとする車の運転ができない交通弱者の移動手段を確保することは、ますます重要な課題となっている。

その課題の解決策として、市が実施主体となってデマンド交通を運行しており、その運行が交通弱者の買い物、通院等の日常生活において重要な移動手段となっている。令和7年2月からはAIシステムを導入したところであるが、自治体や事業者の運行努力だけでは維持が難しく、地域公共交通確保維持事業を用いて存続を図る必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・1人当たりの公的資金投入額を1,910円以下にする。
- ・収支率を11.3%以上にする。
- ・サービスに対する満足度を65%以上にする。
- ・利用者数を12,759人以上にする

■さくら市地域公共交通計画 98、99ページ参照

(2) 事業の効果

デマンド交通を運行することにより交通空白地帯が解消され、自家用自動車を運転できない交通弱者の移動手段が確保される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

市広報紙、リーフレットの配布、市ホームページ等による啓発事業、アンケート等によるニーズ把握、公共交通利用促進のためのイベントの開催（さくら市）

■さくら市地域公共交通計画 95、96ページ参照

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添の表1のとおり。

令和8年4月1日より、喜連川地区デマンド交通が氏家地区へ乗入れる指定乗降所にさくら市役所を追加する。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

運行経費から運行収入及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金を差し引いた額32,044,485円（見込み額）をさくら市が負担する。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

各デマンド交通の経費、収支を月間で管理し、年間の収支率・公費負担額を計上している。

各デマンド交通の全ての登録者に対し、隔年で郵送によりアンケートを実施し、各デマンド交通の満足度を集計している。

評価資料の数値を年度ごとに評価し、PDCAサイクルにより、必要に応じて事業の実施や改善についてさくら市地域公共交通会議において協議を行い、計画の見直しを実施する。

7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添の表5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標 該当なし。
(2) 事業の効果 該当なし。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし。
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし。
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標 該当なし。
(2) 事業の効果 該当なし。

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし。

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和3年6月18日（令和3年度第1回）

令和2年度デマンド交通事業の実績報告、令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について協議し、承認された。

- ・令和4年1月18日（令和3年度第2回）

令和3年度デマンド交通事業の事業評価、さくら市地域公共交通網形成計画の進捗状況について書面協議し、承認された。

- ・令和4年5月17日（令和4年度第1回）

令和3年度デマンド交通事業の実績報告、令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定、地域公共交通計画の策定と法定協議会の設置について協議し、承認された。

- ・令和5年1月19日（令和4年度第2回）

令和4年度デマンド交通事業の事業評価、さくら市地域公共交通網形成計画の進捗状況、さくら市地域公共交通計画策定の進捗状況について協議し、承認された。

- ・令和5年6月9日（令和5年度第1回）

令和4年度デマンド交通事業の実績報告、令和6年度地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について協議し、承認された。

- ・令和5年11月9日（令和5年度第2回）

さくら市地域公共交通計画素案について協議し、承認された。

- ・令和6年1月10日（令和5年度第3回）※書面開催

令和5年度デマンド交通事業の事業評価、さくら市地域公共交通計画の策定状況について協議し、承認された。

- ・令和6年3月19日（令和5年度第4回）

さくら市地域公共交通計画の策定について協議し、承認された。

- ・令和6年6月14日（令和6年度第1回）

令和5年度デマンド交通の実績報告、令和7年度さくら市地域公共交通計画認定申請書の内容及び提出について協議し、承認された。

- ・令和6年10月3日（令和6年度第2回）

デマンド交通の事業計画の変更届出書について協議し、承認された。

- ・令和7年1月6日（令和6年度第3回）

令和6年度デマンド交通事業の事業評価、さくら市地域公共交通網形成計画の進捗状況について協議し、承認された。

- ・令和7年6月12日（令和7年度第1回）

令和6年度デマンド交通の実績報告、令和8年度さくら市地域公共交通計画認定申請書の内容及び提出について協議し、承認された。

19. 利用者等の意見の反映状況

各デマンド交通すべての登録者に対し、隔年で郵送によりアンケートを実施（AI デマンド交通移行後（令和7年2月～）は未実施。）。

アンケート回答者のうちうのはな号は24.4%、コンタ号は46.6%、つういんコンタ号は44.6%の利用者から「デマンド交通に満足」と回答があった。

また、登録者数は増加傾向にあることから、運行を継続する。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) さくら市氏家 2771 番地

(所 属) 総合政策課

(氏 名) 田代 優美

(電 話) 028-681-1113

(e-mail) sogoseisaku@city.tochigi-sakura.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
さくら市	さくらタクシー 有限会社	(1) さくら市デマンド交通喜連川地区		旧喜連川 町域 黒須病院・ 氏家駅・イ オンタウン さくら・さくら 市役所(旧 氏家町域 内)		往 km 復 km	239	5,028回		区域運行	①	喜連川本町バス停な ど複数のバス停で地 域間幹線バス系統馬 頭線と接続。	③
	有限会社 誠タクシー	(2) さくら市デマンド交通氏家地区		旧氏家町 域		往 km 復 km	239	2,388回		区域運行	①	氏家駅でJR宇都宮線 と接続。氏家駅前～ 松山東のバス停で補 助対象地域間幹線バ ス系統馬頭線と接 続。	③
	(3)					往 km 復 km	日	回					
	(4)					往 km 復 km	日	回					
	(5)					往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載すること。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

【利便増進特例措置】
地域公共交通利便増進実施計
画の認定を受け、地域内フィー
ダーカー系統に係る特例措置の適
用を受ける場合のみ「○」

【基準ハで該当する要件】
①は、補助対象地域間幹線バ
ス系統と接続するものであるこ

